

さよう決しました。

○増岡委員長 これより質疑に入ります。

ます。田畠政一郎君。

置法に関して、質問をさせていただきたいと思います。

あります。この法案と関連いたしまして、成田新空港は明月末開港の予定と相なつておるわけでござります。ところで、最近の新聞紙上の報道す

るところによりますと、成田空港周辺はまことに
騒然たるもののがございまして、燃料輸送に対する
反対闘争もございまasuし、あるいはまた俗に言う

臣結小屋等の問題もござりますし、相当廣大な機動隊が配置をされておるということを聞いておりまます。また飛行場のゲートも非常に警戒が厳重で

あるということも聞いておるわけでござりますが、率直に申し上げまして、こうした民間人が利用いたしますところの施設、こういう施設において

て一種の戦争状態と申しますか、パニック状態と申しましようか、そういうふたよくな深刻な状態にあるわけでございますが、このような状況のもと

か。
におきまして、政府の言われるところの年度内開港といったようなものが果たしてできるのかどう

あるいはまた、年度内開港をいたしたいたしましても、これは日本の國がいま革命前夜にあるわけではないわけでございまして、そういう成田

周辺のような深刻な防衛警備体制をとらなければならぬというようなことで、果たして国際空港としての信用と申しますようか、信頼度が保てる

のかどうかということを大変に私、疑問に思ふわけですがござります。

ちやに何でもかんでもという意味ではございません。資本ではございませんが、これからよーつて、

うわけでございます。その点をやはり大臣にお伺
いをしたハと思ひます。

うなそんな気持ちでいるわけではなくて、ぜひそ
うして貢献して貢献しつつ対応へをしておる、こ
が、二、三日前の新聞によりますと、大臣は懲料
処分問題を閉しまして閣議において発言をされま

○田畠委員 いま大臣から御質弁があつたわけでござりますが、恐らくわが国の国民が等しく心配あかぬのだ、だから見切り発車でいくより仕方がないと、いうことを御諮詢なさつた模様というのうのが、ない

緊張状態のもとで開港いたしました、その場合に
何が一とも可らかの問題が生じないか、危険もあ
ういう態度でいかれるならば、私は、この問題は
いつまでたっても解決しないのじゃないかと思

さういうことが生じないか。それは特に安全を期待されるところの航空機に対する損害となるといふが問題提起しているわけでありますから、やはわけじゃないのであって、まだまだたくさんの人

際的に協調を深めていきますためには、まあ仮に航空機で支障がない場合でも、騒動等が生じて、大臣みずからがやはりこの治安といいますか、混乱問題を解決していくのだという体を張つての所

も、これはまことにおもしろくないことでござります。で、その辺の真意もひとつあわせてお伺いいたしたい、こう思います。

絶対大丈夫だということを、やはりきちんと書うべき責任があると思います。

緊張状態が続くといたしまして、それにもかかわらず胸苦するとするならば、その緊張状態について夫というお言葉をお使いになりましたが、大丈夫日に来ておりますだけに、何としても、いま大丈

うにするのだという見通しがなければいかぬと思
うのです。ハつまでもこんなことをしているとい
うわけでござります。確かに御指摘のようにいろいろ問題はござります。ございますが、漸次これら

信をいたしておるわけでござります。
そして、その離婚ないし解決の方向へ向かつて
ならないと想う。だから政府としては、少なくとも
としてもやるのだ、こういうことでは私は問題に

の責任において解決してみせる、そうした見通しとかという御批判もあるうかと思ひますが、私はどうもいたしますと、ここまで来たら、この上といひますか、そういうものがなければ國民は恐どもといひますか、そういうものがなければ國民は恐

らく納得しないのじゃないかというふうに私は思

も万全の努力をして、何とかしてこの程度で開港

をすることができるようにならなければならぬという、言うなれば強い念願、「一種の慈悲願を持つておるわけでございまして、誠意を尽くしてそういういたしたいということに変わりはないわけでございます。

開議等で私はきわめて簡単に報告をいたしておきましたが、ただいま御指摘のように、動力車労組と話がつかないから見切り発車をするというようなことは一切申しております。それは場合によると、だれか多少意味を取り違えて聞いた人の方から伝わったことだと思うわけでございますが、私どもは、動労の人たちとも話し合いをしつつ、ぜひ円満に開港に持っていくというのが本旨でございます。

先般、総評以下十数つかの労働組合の代表者の人たちにもおいでをいただいて、私もお目にかかるお話をいたしましたときに、組合によつていろいろでございますが、ある程度御理解をいただいたように私は思つておりますが、確かに労働の人たちはなかなか容易でない事情を言つておられました。そこで私は、そういうことであるから見切り発車をするというようなことを申しておるのでは決してございませんで、念願するところは、円満なる解決を見てとということを強く望んでおるわけでございます。労働の見通しについては、これはいろいろありますと、私は、ここでどういうことになるであろうということを申し上げらるる限りではございませんが、誠意を尽くして労働の人たちにも御理解を願えるように努力をしなければならぬし、そして、その点につきまして、それが十分に見通しがつかぬからいつまでも延ばすというわけにもこれまたまいりません。そこのらが苦勞の種ではございますが、何とかして御理解を得つつ、すでにもう大分前に決めて、すべてがそれに焦点を向けて動いております三月三十一日の開港に向かつて進まなければならぬし、そのためには御理解を願うようわれわれもあらゆる努力をしなければならぬ、そういうように考えておる次第でございます。

○田畠委員 大臣の御発言はよくわかるわけですが、いろいろこれは新聞報道その他の情報でございますが、この反対派の方と申しますか、これはかなり広範囲にわたりますけれども、反対派の方はこれを成田戦争と呼んでいるんですね。こつちは戦争とは言つておりますけれども、山林は焼ける、あるいは團結小屋はいつでも妨害できるような高さで建つ、しかもそれを、機動隊を入れて撤去する、言うならば、これは一種の、戦争というなにはどうかと思ひますけれども、治安国家としては一種の極限に近い状態が続いているおると思うのです。今度の開港によってこれがおさまるのかというと、これはおさまらない。まだ横風用の滑走路あるいはB滑走路が控えておるわけでござりますからますますひどくなる。そうすると一体、政府はこれに対してもうするのか。全力投球して、こういうふうに必ずしてみせるというものがなければ、これは国会議員として簡単に、三月三十日の、年度内の開港は福田総理大臣の基本方針だからといって、はいそうですかと言つわけにいきませんよ。そうでしょう。そちら辺に対する明確な答弁というのが今までない。私、これが問題だと思うのです。やられるこそと自身に対してもうこう言うわけじゃありません。しかしやる以上は、政府は責任を持たなければいかぬ。その責任が明確でないから、この成田空港問題というのは問題なんです。だから、単に騒音対策だけじゃない。騒音対策は單なるその一翼です。その基本方針が決まらない限りは、騒音対策であれ何であれ、私は問題にならないと思うのです。

だから私、大臣にお伺いしたいことは、だんだんよくなるだろうとかなんとかということではなしに、この問題については政府として本当に腹を決めて、住民の皆さんに御迷惑をかけないようあるいは旅客の皆さんに御迷惑をかけないような措置を、きっとこの一定の期間にやってみせることの不退転の決意が証明されなければならぬ。これは大臣だけじゃないと思う。福田内閣の

命取りだ。そうでしょう。結局、開港するから紛争が起こっている。だから、開港しなければ競争は起こらない。そうであれば、開港を目指すのが政府であれば、政府はその点を明確にしなければいけません。そうでなくとも、私は、いわゆるいろいろなスケジュールというのが問題にならないと思う。いま私の言っているこのスケジュール、治安対策のそのスケジュールが、私は一番の基本的なスケジュールでなければならないと思う。住民の方あるいは反対されておる方、そういう方々に対して、政府としてこれに納得してもらえたところの道筋を明らかにすることが、私は一番基本的なスケジュールじゃないかというふうに思うわけでございます。

したがって、重ねて大臣のその点に対する強い決意といいますか、あるいはあなたの考え方をお伺いしておきたいというふうに思うのです。

○福永国務大臣 御指摘のように、まさに責任を持つて対処しなければならぬ問題であると考えます。いまお話しのようには、そういうことがすべてもしから解決されて、その後に開港ということでは、これはもういつまでたつてもと申しますか、いつまでたってとは少し言い過ぎであろうかと思いますが、なおこの上ともなかなか開港に至らないという状況が続くようであつてもならぬと、こう思ひます。責任を持つて、腹を決めて、ここでどう対処するかということの一部には、また逆にこれが開港できないような内閣では話にならぬ、こういうことも考えなければならぬと思います。

そういう意味で私は、このたびの開港につきましては、まさに田畑さん御指摘のように腹を決めて対処する。これはひとり私のみでもないかもしれませんけれども、本当に責任を持つて対処しなければならない、こういうことでございまして、お話をのように問題はいろいろございます、これからいいろいろ解決していくなければならぬこともあります。ですが、できるだけ開港までに解決をすると同時に、また問題によりましては、開港と並行して、ないしは開港後にわたって、どうしてもそれ

までに解決つかない問題等については解決をする、こういうことも考へなければなりません。しかし、当面何としても開港の際にそうした問題が多く解決され、もう大したことはないということがなればまことに幸いであると思いますが、そういうことになるならぬかは、なおこれから問題でございますので、誠心誠意あらゆる努力をし、力を傾けてそういうことになるようしなければならない、こういうように考えるわけでござります。

強く御指摘のありました、内閣や、特に私のような立場の者が責任を持って対処する、本当に腹を決めて対処する、こういうことに対しましては、私は、すべてをささげてそういたしたい、そういうふうに考えておる次第でございます。

○田畠委員 成田周辺における緊張、紛争問題、これにつきましては、成田空港を開港できないということになれば内閣自身の重大問題だ、こういうお話をございますが、しかしそうかといって、一方においては緊張問題は必ずしも解けるわけじやありませんからね。何か最近の新聞によると、団結小屋といふのですか、第二鉄塔といふのですか、あれを撤去したことによつて、反対派の方はますます氣勢が上がつておるという記事が出ておりましたが、私は、率直に申し上げまして、成田の問題で政府がこれほど苦心しているのには、やはり幾つかの原因があると思うのです。

一つは、いわゆる成田国際空港、新空港というものは何としても必要な、何としてもこれ以外にないということについて、果たして国民の合意を得られているかどうかということですね。なるほど国会の場面では議論されていますよ。しかし國民は、羽田に取つてかわつていわゆる成田新空港をもう一つ設けなければならぬということについて、本当に深刻にその必要性というのを、政府に対して協賛の意を示しておるのかどうかといふいわゆる中間層的な、中立的な考え方私が私は多い

のじやないかと思う。政府は、この問題について、どうしても必要であるということに対する深刻な問題の提起というのがやはり不足していたと

いうふうに考へざるを得ないわけです、一つは、それからもう一つは、後から順々にひとつ御質問させていただきますが、いまの開港しようとする成田空港、これは計画的にも内容的にも余りにも問題点が多過ぎるということです。これはいろいろな雑誌、あるいはいろいろな報道によつて流

布されておりますが、政府は、言うならば強行発車と申しますか、見切り発車と申しますか、そういうふうに思ひざるを得ないような報道がたくさん出でてゐる。これに対し、いわゆる政府自身がしつかりとこたえておるのかどうか、ここがわゆる命運をかけてこの開港を強行されようとしておるけれども、いま国民の全体の中では、あなたの方の御意思といふのは、必ずしも理解されておるというふうに考へざるを得ないのであります。だから、それが一方においては、いわゆるこの紛争に対する中立的態度になり、一方においては、いわゆる反対派に対するところの援助になつておるというふうに思ひざるを得ないのであります。

戦争と言ふなら、もう十年戦争がある。これからまだ十年は続く。一体こんなに問題を紛糾させていいのかどうか、この点私は、国民の代表として政府に對して強く申したいと思うのです。だから、やはり単に弾圧をするとかなんとかといふことでなくして、十分な合意を得られるような、国民の前に納得のできるような解決策を提示してやつてもらわなければならないというふうに思ひます。特に答弁は求めませんが、もし何

か御感想があればお伺いしたいと思います。

○福永國務大臣 こういう事態について深刻かつ

謙虚な受けとめ方をしなければならぬということは御説のとおりでございまして、ただいまいろいろ御忠告をいただきまして、ありがたく拝聴し、

今後の参考にいたしたいと思うわけでございますが、実は私も、運輸大臣になりますまでは、こういう事情に十分に通じていなかつたのでございま

すが、一、二の例を引かしいただきますと、成田が開港になつたらせひ日本へ乗り入れをさせ

てくれ、こういうようなことを言つてくる外国も——今までに何ヵ国かが乗り入れをしておりま

すが、その乗り入れをしておる各国がいずれも増

便を希望しているというような事情のほかに、新たに三十二ヵ国から成田へ乗り入れをさせてくれ

ということを、それぞれの国の代表者、大臣とか大佐とかというような人たちが来て申しますし、新機を飛ばすことができないで非常に不便である、

非常に困るから、ぜひともこの機会をとらえて東京へ直接飛べるようにしてくれということが、國內でもあちこちから要請がござります。私も、も

と、羽田でああいうようになつておりますから、まあまあにいっているというくらいにある程度考へておきました。しかし、責任のある地位に

なつて現実の事態に對処してみますと、なかなか結果として他の空港にまで及ぶことを予定しておかなければならぬのかどうか、大変疑問に思ひます。

そもそも、御答弁の中でも出ておりますよ

うに、この法律を制定するというか提出するに至つた理由といたしましては、地元千葉県等の強い要請があつて急遽出したのだということもお答えい

ただいておる。そういたしますと、本案は、言う

に、この法律を制定するというか提出するに至つた理由といたしましては、地元千葉県等の強い要請があつて急遽出したのだということもお答えいただいておる。そういたしますと、本案は、言つたまゝで、現在の日本の世界における地位、また日本国民全体に対する事情、そういうことからいつて、このままではいかぬのじやないかといふことから見て、それならこれをはつきりと、成田空港に規定しないといふことになると、よその地域にもいろいろ問題が起るわけですね。もう何か、だから、はつきりと成田なら成田、こうして、そうして五年後に必要があるならば、さらにいのじやないかというふうに思ひます。

か、だから、はつきりと成田なら成田、こうして、そうして五年後に必要があるならば、さらにいのじやないかというふうに思ひます。

そういうものを加えていくとということにしたらいのじやないかというふうに思ひます。

○田畠委員 余り十分なお答えでございませんで

したけれども、どうかひとつ十年戦争、二十年戦争というようなことにならないように十分な対処をお願いしたいと思います。

○田畠委員 余り十分なお答えでございませんで

したけれども、どうかひとつ十年戦争、二十年戦争というようなことにならないように十分な対処をお願いしたいと思います。

○福永國務大臣 ただいまのお話の点は、当面成田についてこの種の規制をするということではござりますが、しかし、このことにつきましては、議員の方からも何回か質問がございまして、本法

案を策定いたしましては、当面成田空港を本法案の適用空港にしたい、ところで、それ以外にも十年先の騒音状況あるいは住宅状況など

を見きわめまして、この法律を拡大適用するといふこともあり得る、こういう御答弁をいただいて

いるわけでございます。ただ私は、その十年先といふようなことを考へました場合に、この問題は

果たして他の空港にまで及ぶことを予定しておかなければならぬのかどうか、大変疑問に思ひます。

そもそも、御答弁の中でも出ておりますよ

うに、この法律を制定するというか提出するに至つた理由といたしましては、地元千葉県等の強い要請があつて急遽出したのだということもお答えい

ただいておる。そういたしますと、本案は、言つたまゝで、現在の日本の世界における地位、また日本国民全体に対する事情、そういうことからいつて、このままではいかぬのじやないかといふこと

から見て、それならこれをはつきりと、成田空港に規定しないといふことになると、よその地域にもいろいろ問題が起るわけですね。もう何

な気もいたします。また騒音等につきましては、これは民必ずしも国際空港でなくとも、同じような事情のあるところもあるわけでございますので、そういうところにも道を開いて、将来対処するのである。という姿勢もまた必要であろう、こういうように考へるわけでございます。しかし、政令に基づく指定等に当たっては、いまお話をありましたように、いろいろの事態をよく考へて、みだりにそういうことになるということは避けなければなりませんし、同時にまた、考慮すべき幾つかのものについては十分考慮できる道を開いておくということも必要であろうと思うわけでござります。かれこれ考えた末にこの種のことになつたわけでございます。

○田畠委員 お話をわかりました。ただ、この法案が出されているにつきましては、航空局長その他の御発言、御答弁によりましても、一応私権のある程度の制約になるわけでございますから、そういう点については、これはいわゆる必要悪と申しますか、やむを得ざる措置としてこの法律を提起して、一定の私権の制限はその中でやつてもらう、やらざるを得ないというようなそういう御答弁があるわけでございます。そういうことを考えますと、これはみだりにどんどんやるべきものではないということですね、この法律の適用は。であるならば、私は、いまここ二、三年は拡大の必要なものをえて拡大できるがとき印象

うか、立ち退きの地区におきましては、これは民家、学校、病院は立ち退くのでございますが、それ以外のものはつくつてもいいということになつております。ところが、そういう中に御案内のとおり、いわゆる反対派の鉄塔が建つておるわけでござります。飛行場をスムーズにつくるというための法律ができるわけでございますが、一方においては鉄塔がどんどん建つ。ところが、これは立ち退かなくていいわけですね。一定のいわゆる高さ、基準の高さ程度なら、これは出でていかないでもいい。また、の中には団結小屋なんかのものがたくさん建つておるわけでございますが、この団結小屋は、これは住宅でございますが、この住んでおるのですか。そして、こういうもの

か。これは一応局長からか、公團からか知りませんが、聞きたいと思うのですが、問題は、せつかくこういう法律をわざわざつくるのに、ここでいよいよ問題になつておりますが、いわゆる進入塔などが建つておる施設の敷地、あいとうところをなすが、最後には買取り請求が成立すると私は思うのでございますが、そういう問題はどうなんですか。

これは一応局長からか、公團からか知りませんが、聞きたいと思うのですが、問題は、せつかくこういう法律をわざわざつくるのに、ここでいよいよ問題になつておりますが、いわゆる進入塔などが建つておる施設の敷地、あいとうところをなすが、最後には買取り請求が成立すると私は思うのでございますが、そういう問題はどうなんですか。

これが、この法律がそもそも住宅かどうかといふうな問題もありませぬけれども、これはこの法律案で対象にしている問題といふよりも、むしろ鉄塔のように明らかに航空機の運航を妨害しようとする者は建つててもいい、こういうふうに言う。ただし、この法律によりますと、一つは、この騒音を防止するところの装置と申しましようか、部屋をつくらなければならぬところと、それからもう一つは、できるだけひとつ立ち退きと申しましようか、希望によつては立ち退きを促進していく、そして病院、学校、住宅等はできるだけつくらない、こういう地域とに分けられておるわけでございますが、特に、この特別地区と申しまよ

うか、立ち退きの地区におきましては、これは民家、学校、病院は立ち退くのでございますが、それ以外のものはつくつてもいいということになつております。ところが、そういう中に御案内のとおり、いわゆる反対派の鉄塔が建つておるわけでござります。飛行場をスムーズにつくるというための法律ができるわけでございますが、一方においては鉄塔がどんどん建つ。ところが、これは立ち退かなくていいわけですね。一定のいわゆる高さ、基準の高さ程度なら、これは出でていかないでもいい。また、の中には団結小屋なんかのものがたくさん建つておるわけでございますが、この住んでおるのですか。そして、こういうもの

か。これは一応局長からか、公團からか知りませんが、聞きたいと思うのですが、問題は、せつかくこういう法律をわざわざつくるのに、ここでいよいよ問題になつておりますが、いわゆる进入塔などが建つておる施設の敷地、あいとうところをなすが、最後には買取り請求が成立すると私は思うのでございますが、そういう問題はどうなんですか。

これは一応局長からか、公團からか知りませんが、聞きたいと思うのですが、問題は、せつかくこういう法律をわざわざつくるのに、ここでいよいよ問題になつておりますが、いわゆる进入塔などが建つておる施設の敷地、あいとうところをなすが、最後には買取り請求が成立すると私は思うのでございますが、そういう問題はどうなんですか。

これが、この法律がそもそも住宅かどうかといふうな問題もありませぬけれども、これはこの法律案で対象にしている問題といふよりも、むしろ鉄塔のように明らかに航空機の運航を妨害しようとする者は建つててもいい、こういうふうに言う。そこで、かなりその買収の成果が上がつておりますが、さて最後まで任意買収で買收し切れるかどうかという点につきましては、任意買収の見きめをいたしました上で、あるいは事業認定を追加的にする場合があるかもしれません、当面は任意買収で進めていくつもりで公團が努力をしておるところでございます。

○田畠委員 いま御答弁ありましたこの飛行場の保安用地というのですか、進入塔などが置いてあるところですが、これはこれから飛行場建設にもいろいろ問題になると思うのです。私は、これをやはり必要敷地として強制的に買収するかどうかは、これは別ですが、必要敷地として、飛行場をつくる際には、事前に購入しておくということをしたいと思います。そうでないところのように考へておるのか、私は、ぜひこの問題の解決には全然ならない。そういう点は一体どうか、希望によつては立ち退きを促進していく、そして病院、学校、住宅等はできるだけつくらない、こういう地域とに分けられておるわけでございますが、特に、この特別地区と申しまよ

うか、立ち退きの地区におきましては、これは民家、学校、病院は立ち退くのでございますが、それ以外のものはつくつてもいいということになつております。ところが、そういう中に御案内のとおり、いわゆる反対派の鉄塔が建つておるわけでござります。飛行場をスムーズにつくるというための法律ができるわけでございますが、一方においては鉄塔がどんどん建つ。ところが、これは立ち退かなくていいわけですね。一定のいわゆる高さ、基準の高さ程度なら、これは出でていかないでもいい。また、の中には団結小屋なんかのものがたくさん建つておるわけでございますが、この住んでおるのですか。そして、こういうもの

か。これは一応局長からか、公團からか知りませんが、聞きたいと思うのですが、問題は、せつかくこういう法律をわざわざつくるのに、ここでいよいよ問題になつておりますが、いわゆる进入塔などが建つておる施設の敷地、あいとうところをなすが、最後には買取り請求が成立すると私は思うのでございますが、そういう問題はどうなんですか。

これは一応局長からか、公團からか知りませんが、聞きたいと思うのですが、問題は、せつかくこういう法律をわざわざつくるのに、ここでいよいよ問題になつておりますが、いわゆる进入塔などが建つておる施設の敷地、あいとうところをなすが、最後には買取り請求が成立すると私は思うのでございますが、そういう問題はどうなんですか。

それから、後段のお尋ねのいわゆる事業認定区域の問題であります。この空港の敷地の外側に進入塔を建てるような、保安用地と申しておりますが、あいどう保安施設の事業認定をどうしてしなかつたかと

いうお尋ねでございます。このことは先国会でも

ずいぶん問題になつた点でございますが、私ども承知しておりますところでは、この成田空港の敷地を千六十五ヘクタールということで決めました

やはりル・ブルジエ、オリリーだけでは足らなくな
てシャルル・ドゴールをつくった。第二滑走路まで
できるのを待てばいいのだけれども、航空需要を
に追いつかないでので、とりあえず開業したとい
ふことであるうかと存じます。

もぢるん成田はつきまして一本滑走路より二本、三本がいいわけでござりますが、第二期工事の様子を考えますと、まだかなり時間がかかること。一方におきまして、羽田の事情を考えますと、どうしても開港を急がなければならぬといふことがございまして、一本滑走路で開港するわけでございますが、横風用のCランウエーができるのになぜ開港するかという点が問題になるわけでございますが、これは再度御答弁申し上げておりますように、成田は、羽田と違いまして内陸空港でございますので、横風の成分が非常に少ないと、気象データでは年間一%未満ということになります。したがいまして、横風用滑走路がなくとも大きな支障はないであろう、しかしながら、一%未満でも、横風が吹いた場合につきましては羽田を代替空港として使うという手はずを整えておるわけでござりますが、大きな支障は起らぬないと考えております。

すが、現実に、先日の慣熟飛行の途中で、これをやりました日本航空のパイロット等が、乱気流のあることを体験いたしております。

したがつて私ども、このことは決して無視をするつもりはございませんが、目下のところ、このことが運航の安全に支障があるということでは絶対ないという点では心配いたしておりませんけれども、しかし、機体の揺れ等がやはり旅客に不快な感を与えるというふうなこともありますし、また初めて来る外国のパイロット等がおやつをころを通じまして、パイロット仲間にこれを知らせるというふうなことを事実上の措置として講じておりますけれども、なお開港後ある一定期間ロットの世界的な協会と申しますか、そういうところを通じまして、必要がありますならば、このことを念のために「航空情報」という、ちょうど航空関係の官報みたいなものがござりますが、そういうたびに載せまして世界各國に布告をする、そして念のためにそういったことに気をつけて運転してもらうというふうにすることを考えたいと思つております。

それからなお、第二の問題でございますが、医療施設の問題あるいは住宅の問題、それから通勤の問題、これらにつきましては、成田にたくさん的人が勤務するわけでござりますので当然大問題でございます。従来におきましても、こういったものの受け入れ体制を成田市におきましては、日ごろよりますけれども、なお今後、開港後の状況に応じまして、必要な措置を速やかにとついていきたないと考えております。特にパイロットの方たちの住宅問題あるいは通勤問題等につきましては、日本航空と現在パイロットの組合と折衝いたしておられますけれども、このことが円満に解決がついて開港を迎えるようにならうことを会社の方に強く指導いたしております、何とかうまく安全に、そして円滑に開港を迎えたいたいと思っております。

○大塚参考人 医療関係について若干補足をいた

しますと、成田空港には、旅客ターミナルビルの中に内科、外科関係の診療所一ヵ所と、それから歯科、歯医者さんが一つできることになつております。そのほか日本航空は独自の診療所を設けると聞いておりますし、空港公園でも管理棟内に医务室がございます。

先生がおっしゃるのは、恐らく隔離病舎のことではないかというふうに思うのですが、これにつきましても、敷地は決定いたしておりますが、建設が若干厚生省の方でおくれておるという点はございます。

それから、空港の管理規程の問題でございますが、これは航空法の規定によりまして、運輸大臣の認可を受けて公団が決めるということになつております。目下その草案を作成中でございまして、その草案の中に表現の誤解を招くような点があります。その草案の中に表現の誤解を招くような点があつたようですが、われわれとしては、決して正当な組合活動を抑制するというようなつもりはございませんので、その表現については、なおわれわれとして慎重に検討いたしたいといふふうに考えております。

○田畠委員 終わります。

○増岡委員 坂本恭一君。

○坂本(恭)委員 この法案、先国会から多くの委員の方々から各方面にわたって質疑が行われてきました。最後の質問者になりますので、これまでの幾つかの問題点を整理する意味で、若干の時間質問をさせていただきたいと存じます。

参考人の意見聴取をした際に、木村参考人からも提起があったと思いますが、大阪にはいろいろな協議会といいますか騒音対策、公害対策の委員会、協議会といふものが数多く設置をされていました。成田についても騒音対策等のように聞いております。成田についても騒音対策等の委員会というのが、公団を主体にしてつくられたかというふうに伺っておりますけれども、その後どういう活動をやつてきたか、協議をやつてしませんが、しかし、この協議会というものについて、今度は、この法律によりますと、都道府県へ

矢事な主導権はなくしてしまふるが爲の刀銃の争いから実施という段階に入つてくるわけですから、そういう面でも新たな協議会、委員会といふようなものを設置する必要があるのではないかと、うふに考へておるわけですが、大臣のお考へをお聞かせいただきたいと思います。

○福永国務大臣 お話しのように、從来も協議会というものを持つておりましたが、今度は坂本さんの御指摘のように、新しい法律ができたもとに、正式にお話しのよくな協議会等を設置すべきではないかということでおざいます。地域の住民の皆さんの御意向等が十分反映されるよう、いまお話しのよくな協議会をつくることは望ましい、そういうことにしてもらうように、われわれの方でも指導、協力する必要があろう、そういうふうに考えます。

○坂本(恭)委員 協議会あるいは委員会、対策委員会といふようなものをおつくりになるという方向でお考えのようでござります。

そこで、その中身を若干お聞きしたいわけですが、これまである公団が主体になつている騒音対策委員会ですか、これとの関係はどうなるのでございましょうか。

○高橋(寿)政府委員 現在ございます騒音対策委員会は、公団が主体になりまして、県、市町村、住民代表等を構成メンバーとして運営されていわゆるわけでございますが、今後法案ができました後におきましては、県知事が主体になりましてこれを運営するというふうにぜひ私ども構成していくたいと思っております。そして、そのときに現在の騒音対策委員会を廃止してしまうのかどうかといふ点につきましては、十分地元の住民の方々の御意見も聞きまして決めたいと思っておりますが、あくまでも、この法律案の施行につきましては、新しくつくる協議会が主体となるというふうにいたしたいと思っております。

○坂本(恭)委員 従前の、現在ある騒音対策委員会というものは、住民代表の方もかなり大ぜい入った委員会として構成をされているようです。でき

るだけ住民の意見をという大臣の御答弁もあったのですが、住民の意見を吸い上げる意味で新しく設置をされるその協議会には、従来からあるような騒音対策委員会の住民代表、そういうような人たちも含める、そういうようなお考へでござりますか。

○高橋(寿)政府委員 当然そう考へております。

○坂本(恭)委員 いまの航空局長の答弁ですと、新しい協議会みたいなものをつくる、そうすると、騒音対策の委員会、協議会というものが二つ並行して設置をされる、そして、それですとやつていくといふことになるのでしょうか、それともいすれは一つにまとめるとか、そういうような方向になるのでしょうか。

○高橋(寿)政府委員 私は、この法律案でできました協議会が主体となるべきものであり、これで一元的にやつしていくのがいいと思ひますけれども、いまありますものも機能いたしておりますので、これを吸収するかどうかについては、いまの委員会のメンバーの方たちの理解を十分得た上で対処するべきだと考へております。

○坂本(恭)委員 その辺はわかりましたが、新しくつくる協議会の中にも、やはり住民代表というものを、従前あるような委員会と同じ、あるいは以上に住民の意見を吸い上げるような形でぜひつくつていただきたいと思いますが、その辺はいかがですか。

○高橋(寿)政府委員 従前のもの以上に、そういうつた点は的確に吸い上げられるような構成かつ運営にしたいと思っております。

○坂本(恭)委員 新しく都道府県知事が主体について設置をしていくその協議会、それは現実に皆さん方の説明でいくと、まず当面は成田というところになるわけで、成田の場合にどの時点でそういう協議会が設置されることになるのでしょうか。

○高橋(寿)政府委員 この法律案が実際にあの都市計画法の地域、地区の設定までいきますのには相当時間がかかると思います。しかしながら、都

道府県知事のつくる基本計画の段階からすでに住民の意見を聞く必要がございますので、私どもは、この法律が施行になりましらるべく速やかに、そいつたものを県知事中心につくるよう指示したいと思つております。

○坂本(恭)委員 そうすると、政令指定があつて、県知事がいわゆる基本方針というものを策定いたしますね、その以前に協議会は設置をすることができる、するという意味ですか。

○高橋(寿)政府委員 そのとおりでございます。

○坂本(恭)委員 そういうことでぜひやつていただきたいと思いますが、これは直接運輸省がおやりになるわけじやなくて、県知事がおやりになることですから、これは運輸省の方から適切な指導になりますが、その辺はいかがですか。

○高橋(寿)政府委員 これは知事に対しまして公文書をもつて要請をするつもりでございます。

○坂本(恭)委員 それと、そういうものを設置さ

れる、もちろん基本方針の策定からその意見が反映をされるといふことですから、この法律の運用だけではなくて、成田空港の空港周辺の騒音に関する意見を聞くといふことについても、その協議会の意見を聞くといふことにはぜひしていただきたいと思うわけですが、いかがですか。

○高橋(寿)政府委員 一般的にそなうると思いま

す。ただ、都市計画につきましては、従来都市計

画を設定するときの仕組みがござりますから、そ

れとダブルの思ひますけれども、一般的には狭義

の法律の運用だけじやなくて、広く騒音問題等につきましての協議機関にすべきであると考え

ております。

○坂本(恭)委員 別の問題に入りますが、この委員会でいろいろな方から質問があつて、それなりに答弁があつたのですが、防止地区の罰則強制の関係ですね、防止地区では五条一項で、いわゆる

防音構造の義務づけをやる、そして、それに反している場合には六条の一項で措置命令を出す、それに違反した場合には、十二条で二十万円以下の罰金に処せられるということになつています。また一方、特別地区では五条二項で建築禁止、それが十三条では、それに違反したら罰金十万円以下、その場合にも移転命令その他いろいろあるよ

うですが、その命令に反すると、やはり十二条で罰金二十万円以下というような規定になつてゐるわけです。

○坂本(恭)委員 罰則で強制すること自体につい

ては、ここで議論を詰めていったところで、その立場が変わるのはなかろうと思ひます。いわゆる都市計画法とか古都保存法とかいろいろな

立地規制の法律があつて、その手法でやつてきた

それで、一方的に騒音をばらまかれて、そして

なり何なり、そういうことができるだらうと思ひます

ます、その辺はいかがですか。

○高橋(寿)政府委員 これは知事に対しまして公文書をもつて要請をするつもりでございます。

○坂本(恭)委員 それと、そういうものを設置さ

れる、もちろん基本方針の策定からその意見が反映をされるといふことですから、この法律の運用だけではなくて、成田空港の空港周辺の騒音に関する意見を聞くといふことについても、その協議会の意見を聞くといふことにはぜひしていただきたいと思うわけですが、いかがですか。

○高橋(寿)政府委員 一般的にそなうると思いま

す。ただ、都市計画につきましては、従来都市計

画を設定するときの仕組みがござりますから、そ

れとダブルの思ひますけれども、一般的には狭義

の法律の運用だけじやなくて、広く騒音問題等につきましての協議機関にすべきであると考え

ております。

○坂本(恭)委員 別の問題に入りますが、この委員会でいろいろな方から質問があつて、それなりに答弁があつたのですが、防止地区の罰則強制の

関係ですね、防止地区では五条一項で、いわゆる

防音構造の義務づけをやる、そして、それに反している場合には六条の一項で措置命令を出す、その立場が変わるのはなかろうと思ひます。いわゆる都市計画法とか古都保存法とかいろいろな

立地規制の法律があつて、その手法でやつてきた

から、まあ、これもこうならざるを得ないという

ことになりますて、この法案としては罰則を落とすわけにいかない、こういうふうになつてゐるわけ

でございます。

○坂本(恭)委員 罰則で強制すること自体につい

ては、ここで議論を詰めていったところで、その立場が変わるのはなかろうと思ひます。いわゆる都市計画法とか古都保存法とかいろいろな

立地規制の法律があつて、その手法でやつてきた

それで、一方的に騒音をばらまかれて、そして

なり何なり、そういうことができるだらうと思ひます

ます、その辺はいかがですか。

○高橋(寿)政府委員 これは知事に対しまして公文書をもつて要請をするつもりでございます。

○坂本(恭)委員 それと、そういうものを設置さ

れる、もちろん基本方針の策定からその意見が反映をされるといふことですから、この法律の運用だけではなくて、成田空港の空港周辺の騒音に関する意見を聞くといふことについても、その協議会の意見を聞くといふことにはぜひしていただきたいと思うわけですが、いかがですか。

○高橋(寿)政府委員 一般的にそなうると思いま

す。ただ、都市計画につきましては、従来都市計

画を設定するときの仕組みがござりますから、そ

れとダブルの思ひますけれども、一般的には狭義

の法律の運用だけじやなくて、広く騒音問題等につきましての協議機関にすべきであると考え

ております。

○坂本(恭)委員 別の問題に入りますが、この委員会でいろいろな方から質問があつて、それなりに答弁があつたのですが、防止地区の罰則強制の

関係ですね、防止地区では五条一項で、いわゆる

防音構造の義務づけをやる、そして、それに反

している場合には六条の一項で措置命令を出す、その立場が変わるのはなかろうと思ひます。いわゆる都市計画法とか古都保存法とかいろいろな

立地規制の法律があつて、その手法でやつてきた

それで、一方的に騒音をばらまかれて、そして

なり何なり、そういうことができるだらうと思ひます

ます、その辺はいかがですか。

○高橋(寿)政府委員 これは知事に対しまして公文書をもつて要請をするつもりでございます。

○坂本(恭)委員 それと、そういうものを設置さ

れる、もちろん基本方針の策定からその意見が反映をされるといふことですから、この法律の運用だけではなくて、成田空港の空港周辺の騒音に関する意見を聞くといふことについても、その協議会の意見を聞くといふことにはぜひしていただきたいと思うわけですが、いかがですか。

○高橋(寿)政府委員 一般的にそなうると思いま

す。ただ、都市計画につきましては、従来都市計

画を設定するときの仕組みがござりますから、そ

れとダブルの思ひますけれども、一般的には狭義

の法律の運用だけじやなくて、広く騒音問題等につきましての協議機関にすべきであると考え

ております。

○坂本(恭)委員 別の問題に入りますが、この委員会でいろいろな方から質問があつて、それなりに答弁があつたのですが、防止地区の罰則強制の

関係ですね、防止地区では五条一項で、いわゆる

防音構造の義務づけをやる、そして、それに反している場合には六条の一項で措置命令を出す、その立場が変わるのはなかろうと思ひます。いわゆる都市計画法とか古都保存法とかいろいろな

立地規制の法律があつて、その手法でやつてきた

それで、一方的に騒音をばらまかれて、そして

なり何なり、そういうことができるだらうと思ひます

ます、その辺はいかがですか。

○高橋(寿)政府委員 これは知事に対しまして公文書をもつて要請をするつもりでございます。

○坂本(恭)委員 それと、そういうものを設置さ

れる、もちろん基本方針の策定からその意見が反映をされるといふことですから、この法律の運用だけではなくて、成田空港の空港周辺の騒音に関する意見を聞くといふことについても、その協議会の意見を聞くといふことにはぜひしていただきたいと思うわけですが、いかがですか。

○高橋(寿)政府委員 一般的にそなうると思いま

す。ただ、都市計画につきましては、従来都市計

画を設定するときの仕組みがござりますから、そ

れとダブルの思ひますけれども、一般的には狭義

の法律の運用だけじやなくて、広く騒音問題等につきましての協議機関にすべきであると考え

ております。

○坂本(恭)委員 別の問題に入りますが、この委員会でいろいろな方から質問があつて、それなりに答弁があつたのですが、防止地区の罰則強制の

関係ですね、防止地区では五条一項で、いわゆる

防音構造の義務づけをやる、そして、それに反

している場合には六条の一項で措置命令を出す、その立場が変わるのはなかろうと思ひます。いわゆる都市計画法とか古都保存法とかいろいろな

立地規制の法律があつて、その手法でやつてきた

それで、一方的に騒音をばらまかれて、そして

なり何なり、そういうことができるだらうと思ひます

ます、その辺はいかがですか。

○高橋(寿)政府委員 これは知事に対しまして公文書をもつて要請をするつもりでございます。

○坂本(恭)委員 それと、そういうものを設置さ

れる、もちろん基本方針の策定からその意見が反映をされるといふことですから、この法律の運用だけではなくて、成田空港の空港周辺の騒音に関する意見を聞くといふことについても、その協議会の意見を聞くといふことにはぜひしていただきたいと思うわけですが、いかがですか。

○高橋(寿)政府委員 一般的にそなうると思いま

す。ただ、都市計画につきましては、従来都市計

画を設定するときの仕組みがござりますから、そ

れとダブルの思ひますけれども、一般的には狭義

の法律の運用だけじやなくて、広く騒音問題等につきましての協議機関にすべきであると考え

ております。

○坂本(恭)委員 別の問題に入りますが、この委員会でいろいろな方から質問があつて、それなりに答弁があつたのですが、防止地区の罰則強制の

関係ですね、防止地区では五条一項で、いわゆる

防音構造の義務づけをやる、そして、それに反

している場合には六条の一項で措置命令を出す、その立場が変わるのはなかろうと思ひます。いわゆる都市計画法とか古都保存法とかいろいろな

立地規制の法律があつて、その手法でやつてきた

それで、一方的に騒音をばらまかれて、そして

なり何なり、そういうことができるだらうと思ひます

ます、その辺はいかがですか。

○高橋(寿)政府委員 お答えします。

この点につきましては、先生初め本委員会におきます数々の御指摘によりまして、私どもいろいろ検討いたしてまいりました。そして本日私どもが抱いております結論は、この問題につきましては、特別地区を含めまして障害防止地区内に居住する先住者、前からいらっしゃる方に対しまして

○坂本(恭)委員 助成の中身をいまここで議論を
て、防音構造の義務づけによる経済的負担につきましても、特定空港の設置者による助成を行うということについて、何とか前向きで検討していくたいというふうに考えております。

するわけにはいかないのだろうと思いませんが、防音上有効な構造というのも、いわゆる政令でその技術基準は定めるというような形になっていますが、その技術基準というのは、もうすでにできていろいろなようす。

○高橋(寿)政府委員 大体五ホンといいますか、五W E C P N Lといいますか、その程度下がるような防音構造にすべきだというふうに考えていましたが、具体的にそれではどういうサッシュ構造、ど

○坂本恭季委員 家を一軒建てるときに、どの部
ういうものにしたらいいかという点につきましては、これから技術的に十分知恵を集めて検討いた
したいと思っております。いまここでは持つてお
りません。

分が防音上有効なものになるのか、その辺の計算というのは、これは専門家がやればはじき出せるのだろうと思います。したがって、その計算といふか基準もあわせて適正なものをやっていた大きく、そして、その助成をするということをぜ

ひ実行をしていただきたいと思います。
それと、さらにこれは五条三項の関係になると
思いますが、特別地区の中で例外的に建築が認め
られる場合がありますね、その場合に、その防止
地区でいま申し上げたような助成というものがで

○高橋(寿)政府委員 これも前から住んでいらっ
きるでしょうか、そつちは含まれるのでしよう
か、含まれないのでしょうか。

しゃる方が増築をなさるというふうな場合につきましては、含めるよう検討したいと思っております。

○坂本(恭委員) 助成についても、適切に実行がなされるようにぜひお願ひをしたいと思います。それともう一点、やはりこれもいろいろな方の議論にあつたと思いますが、これは八条二項に言

う時価で買ひ取るというその時価の意味ですね、これが質問者と局長の答弁、いろいろ議事録等を見ても余りはつきりしないわけです。時価とは近傍類地の価格だというところまではわかるのですが、その近傍類地の斬格というものは、どういうふ

うに現実にはとつっていくというお考えなんでしょうか。

従事しのよしに、井名様が絶長し滑走路に沿って滑走路方向で入りいたしますので、どうしても滑走路の長手の方向の土地は騒音が高いので、安くなりますが、横には余り音が広がりませんので、横の方はそう地価が下がらないというふうな

ことも現実にあるわけでござりますが、近傍類地
という場合には、その騒音が余り及ばなくて、し
たがつて、騒音による地価の低下が余り及んでい
ない、そういう横方向の近傍類地をなるべくたく
さんとりまして、そういうしたものとの平均で適正

なといいますか、できるだけ目いっぱい高い価格で貰えるようにしていただきたいと思っております。このことは、現に大阪空港周辺の移転補償の場合にも、私ども、公共用地の取得基準というルールに縛られておりませんけれども、その縛られてお

りますルールの中で、目いっぱいいろいろなデータをとりまして、なるべく高く評価をいたしまして、土地を手放される方のお立場を考慮するというふうにいたしたいと思っておりますが、今後につきましても、そういう考え方でできるだけ努力

をしたいと思つております。

例、近傍類地の価格というのは、その辺の売買例から割り出していかなければならない、また、いかざるを得ないというふうに思います。

この前御説明を伺つたら、近傍類地というの
は、近傍かつ類地の価格と近傍価格と類地価格
と、三つの意味があるという説明を受けたわけで
すが、いずれにしても、評価をせざるを得ない。

全く同じものが外側にあって、その価格で買うと
いうのは、これはまさに時価そのままでいいのだ
ろうと思ひますけれども、恐らくそういうものは
ない。そうすると、評価をする場合に、それはだ
れが平価をするのかといふ問題が一つ残つてゐる

のじやないかと思うのです。その評価はだれがすることになるのですか。

○坂本(恭)委員 その評価が適正になされない
事をおいたしておりますので、公団の行う場合につ
きまして、同様のことをすることになると思いま
す。

お詫びの点は心得て対処いたしたいと存じます。
○坂本(恭)委員 終わります。
○増岡委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○増岡委員長 ただいま委員長の手元に、本案に対する小此木彦三郎君外三名から自由民主党、公明党・国民会議、民社党及び新自由クラブの四派共同提案による修正案が提出されております。

修正案はお手元に配付してあるとおりでござります。
この際、提出者から趣旨の説明を求めます。小此木彦三郎君。

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○小此木委員 私は、自由民主党、公明党・国民
会議、民社党及び新自由クラブの四党を代表し

郎君外四名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党及び新自由クラブの五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

木彦三郎君。

○小此木委員 ただいま議題となりました本案に對し附帯決議を付すべしとの動議につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

附帯決議の案文は、御手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

本附帯決議案は、本法が施行されるに当たり、政府において措置すべき事項を明らかにしようとするものであります。

第一は、本法が施行され、特定空港が指定されました際、特定空港周辺地域の関係地方公共団体である県市町村、関係住民の代表、特定空港の設置者その他の関係者による協議会を設置し、この協議会における航空機騒音対策、周辺環境対策などに関する幅広い意見をこれらの施策に反映させることにより、航空機騒音対策の円滑な実施を図るとともに、特定空港と周辺地域との調和ある発展を期すべきであるという趣旨であります。

第二は、従来から航空機騒音による障害が生じますので、この点を配慮し、防音構造の工事をついて助成を行うようすべきであるという趣旨であります。

以上をもって提案の趣旨説明を終わります。何とぞ御賛成下さいますようお願いいたします。(拍手)

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案

政府は、本法施行にあたり、次の事項につき適切な措置を講ずべきである。

一 特定空港周辺の関係地方公共団体、住民代表等の関係者により航空機騒音対策等のため

の協議会を設置すること。

二 先住者の住宅の改築等に対する本法による防音構造の義務づけについては、当該防音構造に係る経済的負担に対する助成を図ること。

三 先住者の住宅の改築等に対する本法による防音構造の義務づけについては、当該防音構造に係る経済的負担に対する助成を図ること。

○増岡委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

右決議する。

○増岡委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議について別に御発言もありませんので、直ちに採決いたしました。

小此木彦三郎君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○増岡委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

午前十一時四十四分散会

ありがとうございました。(拍手)

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、特定空港の周辺について、航空機騒音対策基本方針の策定、土地利用に関する規制その他の特別の措置を講ずることにより、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図ることを目的とする。

(特定空港の指定等)

第二条 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)

第二条第一項に規定する空港であつて、おおむね十年後においてその周辺の広範囲な地域にわたり航空機の著しい騒音が及ぶこととなり、かつ、その地域において宅地化が進むと予想されるため、その周辺について航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図る必要があると認められるものは、政令で特定空港として指定する。

(特定空港の指定等)

第三条 都道府県知事は、前条第二項の規定による要請があつたときは、政令で定めるところにより、特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及びこれと一体的に土地利用を図るべき地域について、航空機騒音対策基本方針(以下「基本方針」という)を定めるものとする。

(航空機騒音対策基本方針)

第三条 都道府県知事は、前条第二項の規定によ

る要請があつたときは、政令で定めるところによ

り、特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及びこれと一体的に土地利

用を図るべき地域について、航空機騒音対策基

本方針(以下「基本方針」という)を定めるものとする。

(基本方針における事項)

第三条 都道府県知事は、前条第二項の規定によ

る要請があつたときは、政令で定めるところによ

り、特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及びこれと一体的に土地利

用を図るべき地域について、航空機騒音対策基

本方針(以下「基本方針」という)を定めるものとする。

(航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障

害防止特別地区の位置及び区域に関する基本的

的

事項

二 航空機の騒音により生ずる障害の防止に配

意した土地利用に関する基本的事項

三 航空機の騒音により生ずる障害の防止のた

めに必要な施設、生活環境施設、産業基盤施

設その他の施設であつて政令で定めるもの

整備に関する基本的事項

4 前項の規定による公表があつたときは、関係

市町村の住民及び利害関係人は、公表の日から

機騒音対策特別措置法案につきまして、慎重御審議の結果、御可決をいただきまして、まことにありがとうございます。

当該特定空港の設置者が講ずる航空機の騒音により生ずる障害の防止のための措置の概要を示して、当該地域を管轄する都道府県知事に対し、次条第一項に規定する基本方針を定めるべきことを要請しなければならない。次項の規定による調査の結果が都道府県知事に示した事項をしたときは、おおむね五年ごとに、おおむね十年後における当該特定空港の周辺で航空機の騒音が及ぶこととなる場合として政令で定める場合も、同様とする。

特定空港の設置者は、前項の規定による要請をしたときは、おおむね五年ごとに、おおむね十年後における当該特定空港の周辺で航空機の騒音が及ぶこととなる地域及び該地域における航空機の騒音の程度について調査を行ふものとする。

し、当該土地を無償で使用させることができ
る。

3 国有財産法第二十二条第三項及び第三項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

(国の援助等)

第十一條 国は、基本方針に適合する施設の整備を行う地方公共団体その他の者に対し、財政上及び金融上の援助に努めなければならない。

2 特定空港の設置者は、基本方針に適合し、かつ、航空機の騒音により生ずる障害の防止に資すると認められる施設の整備を行ふ地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その整備に要する経費の一部を補助することができる。

(罰則)

第十二条 第六条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に處する。

第十三条 第五条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、十萬円以下の罰金に處する。

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関する前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(一部改正))
2 公公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)の一部を次のように改正する。
第九条に次の二項を加える。

3 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法

(昭和五十一年法律第 号)第十条の規定は、前項の規定により買い入れられた土地について準用する。

第九条の三第一項中「市街化されており、又は市街化すると予想される」を「市街化されてい
る」に改める。

(都市計画法の一部改正)

3 都市計画法の一部を次のように改正する。

第八条第一項に次の二号を加える。

十五 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十一年法律第 号)第四条第一項の規定による航空機騒音障害防止地区

又は航空機騒音障害防止特別地区

第十三条第三項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

第十五条第一項第二号中「第十二号まで」の下に「及び第十五号」を加える。

(地方税法の一部改正)

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のよう改正する。

五百八十六条第二項第二十三号中「第九条第二項」の下に「又は特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十一年法律第 号)第

八条第一項若しくは第九条第二項」を加える。

(運輸省設置法の一部改正)

5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一項第十号の六の次に次の二号を加える。

一の七 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十二年法律第 号)の施行に關すること。

(建設省設置法の一部改正)

6 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百十三号)の一部を次のように改正する。

置法(昭和五十二年法律第 号)の施行に關すること。

第三条第六号の七の次に次の二号を加える。

六の八 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十二年法律第 号)の施行に關する事務を管理すること。

第四条第四項中「第六号の七及び第七号」を「及び第六号の七」に改める。

理由

都市における空港周辺地域の航空機の騒音により生ずる障害の実態にかんがみ、当該地域について、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図るために、航空機騒音対策基本方針の策定、土地利用に関する規制その他の特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案に對する修正案

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案の一部を次のように修正する。

附則第二項から第六項までの規定中「昭和五十年」を「昭和五十三年」に改める。

